

浦安市自主防災組織防災機材等購入補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月14日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第25号

浦安市自主防災組織防災機材等購入補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市自主防災組織防災機材等購入補助金交付要綱（昭和55年告示第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項前段中「ときは」の次に「、次に掲げる場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 購入予定の防災機材等の金額が減額される場合であつて、品名に変更がない場合
- (2) 購入予定の防災機材等の金額が増額される場合であつて、前条の規定による補助金の交付決定の額が200,000円であり、かつ、品名及び数量に変更がない場合

別表救出用器材の項土のう（水のう）の目品目の欄中「水のう）」の次に「及び止水板」を加え、同項に次のように加える。

排水用ポンプ

ボート（船外機を除く。）

救命胴衣及び用具

別表避難用器材の項蓄電池の目の次に次のように加える。

ソーラーパネル

別表避難用器材の項に次のように加える。

エレベーター用防災セット

別表その他器材の項倉庫の目を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。